

認定を受けた長期優良住宅等建築計画の記録等について

- 認定通知書は大切に保管してください。
- 認定長期優良住宅の建築工事が終了した際には、建築基準法に基づく完了検査のほかに、認定長期優良住宅等建築計画に従って建築工事が行われた旨を、建築士等が確認した書類による報告が必要です。
- また、今後、住宅の維持保全の実施、記録作成ならびに記録保存については長期優良住宅認定計画実施者の責務となり、万一住宅を売却される際なども、記録の継承が必要です。別紙の「認定長期優良住宅における記録の作成と保存について」を参考として記録の作成と保存を行ってください。なお、住宅の維持保全の実施、記録作成や保存がなされていない場合、長期優良住宅の認定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

認定長期優良住宅における記録の作成と保存について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、認定計画実施者は認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

省令	条文	概要	
		作成・保存する項目	記載されている図書の例
第14条 第1項	法第11条第1項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。	認定を受けた長期優良住宅の建築と維持保全の以下の項目の情報について記載した図書(*)を作成し、保存する。	
	第1号 法第5条第4項各号に掲げる事項	長期優良住宅建築等計画に記載する事項 ・住宅の位置 ・住宅の構造及び設備 ・住宅の規模 ・維持保全の方法及び期間 ・建築及び維持保全に係る資金計画等	・長期優良住宅建築等計画 (第1号様式)
	第2号 法第6条第1項の認定を受けた旨、その年月日、認定計画実施者の氏名及び認定番号	認定通知に記載される事項 ・認定を受けたこと ・認定年月日 ・認定を受けた者の氏名 ・認定番号	・認定通知書 (第2号様式)
	第3号 法第8条第2項において準用する法第6条第1項(法第9条第2項の規定によりみなして適用される場合を含む。第9号において同じ。)の規定による変更の認定を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該変更の内容	変更認定があった場合 ・変更認定があったこと ・変更認定年月日 ・変更の内容	・変更認定申請書及び変更認定通知書 (第3号様式又は第5号様式) ・変更認定通知書 (第4号様式)
	第4号 法第10条の承認を受けた場合は、その旨並びに承認を受けた者の氏名並びに当該地位の承継があった年月日及び当該承認を受けた年月日	地位の承継について承認を受けた場合 ・地位の承継があったこと ・承認を受けた者の氏名 ・地位の承継があった年月日 ・承認を受けた年月日	・承認申請書 (第6号様式) ・承認通知書 (第7号様式)
	第5号 法第12条の規定による報告をした場合は、その旨及びその年月日並びに当該報告の内容	所管行政庁より報告を求められた場合 ・報告を求められたこと ・報告した年月日 ・報告内容	・所管行政庁の報告を求める旨の通知 ・報告した内容を記載した図書
	第6号 法第13条の規定による命令を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該命令の内容	所管行政庁より命令を受けた場合 ・命令を受けたこと ・命令を受けた年月日 ・命令の内容	・所管行政庁の命令を記載した通知
	第7号 法第15条の規定による助言又は指導を受けた場合は、その旨及びその年月日並びに当該助言又は指導の内容	所管行政庁から助言又は指導を受けた場合 ・助言又は指導を受けたこと ・助言又は指導を受けた年月日 ・助言又は指導の内容	・所管行政庁の助言又は指導を記載した通知
	第8号 第2条第1項に規定する添付図書に明示すべき事項	認定申請した住宅の設計内容等 ・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明等 (省令第2条第1項を参照)	・設計図書 等
	第9号 法第8条第2項において準用する法第6条第1項の規定による変更の認定を受けた場合は、第8条に規定する添付図書に明示すべき事項	認定申請に変更があった場合の設計内容等 ・上に同じ	〃
	第10号 長期優良住宅の維持保全を行った場合は、その旨及びその年月日並びに当該維持保全の内容(維持保全を委託により他の者に行わせる場合は、当該他の者の氏名又は名称を含む。)	実施した維持保全(点検・補修等)の内容等 ・維持保全を行ったこと ・維持保全を行った年月日 ・維持保全の内容 ・維持保全を委託した場合の委託先	・維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書等

* 電子データ等による作成・保存も可